



野田市水道事業告示第 4 号

野田市水道事業管理者の所管に係る野田市公契約条例施行規程（平成25年野田市水道事業規程第5号）の施行に関し必要な様式のひな型を別紙のとおり定め、令和5年8月1日から施行する。

令和5年7月5日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

(表)

身分証明書	
第 号	
写 真	次の者は、野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号）第18条において準用する同条例第9条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。
	所属
	職名
	氏名
	年 月 日生
	年 月 日発行
	野田市水道事業管理者 

6cm

9cm

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証明書は、野田市公契約条例第18条において準用する同条例第9条第1項の規定による立入検査を行うときは、必ず携帯すること。
- 2 記載事項に変更が生じたとき又は汚損等したときは、速やかに訂正又は再交付を受けること。
- 3 この証明書は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 4 この証明書を紛失したときは、直ちに届け出なければならない。
- 5 退職等のときは、返還すること。